

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年2月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100485 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100073 号

第 1 結論

請求者の A 市 B 局 (現在は、A 市 C 局) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで A 市 B 局 (以下「請求対象事業所」という。) に臨時職員として在職し、平成 10 年 4 月 1 日に A 市役所に採用となり、現在に至っているが、ねんきん定期便によると、請求対象事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、「平成 10 年 3 月 31 日」と記録されている。事業主及び同僚への照会はしないでいただきたいが、A 市 C 局からの在職証明書、平成 10 年分源泉徴収票及び平成 10 年 4 月以降の給料明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主は、日本年金機構に対し、請求者に係る A 市の人事給与システムの前職履歴を参照した上で、請求者に在職証明書を交付した旨回答しており、当該在職証明書には、請求者の請求対象事業所における任用期間は、「平成 9 年 4 月 1 日～平成 10 年 3 月 31 日」と記載されている。

一方、厚生年金保険被保険者資格 (以下「被保険者資格」という。) の喪失については、厚生年金保険法第 14 条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、請求者の雇用保険の加入記録により確認できる離職年月日は、平成 10 年 3 月 30 日と記録されており、請求者に係るオンライン記録の被保険者資格の喪失年月日 (平成 10 年 3 月 31 日) と符合している。

また、請求対象事業所に係るオンライン記録により、平成 9 年から平成 11 年までにおいて、月の末日 (いずれも 3 月 31 日) に被保険者資格を喪失している被保険者は、請求者を含め 9 名確認でき、そのうちの 6 名 (請求者を含む。) について雇用保険の加入記録が確認できるところ、当該 6 名の雇用保険の離職年月日は、それぞれ被保険者資格を喪失した年の 3 月 30 日と記録されており、被保険者資格の喪失年月日と符合していることが確認できることから、当該

6名の被保険者資格の喪失年月日及び雇用保険の離職年月日については、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主から月末（当該6名が被保険者資格を喪失した年の3月31日）を被保険者資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出されたことがうかがえる。

さらに、請求者から提出されたA市役所発行の平成10年分給与所得の源泉徴収票、平成10年4月から同年12月までの給料明細書から判断すると、請求者が同年中にA市役所に採用されるまでの間の請求対象事業所における給与及び賞与の合計額並びに事業主により控除された社会保険料の合計額は推認できるものの、事業主は、日本年金機構に対し、請求者の請求期間に係る給与に関するデータ及び賃金台帳等は残っていない旨陳述しているほか、請求期間当時における厚生年金保険料の控除方法及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、いずれも「わからない」と回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、事業主及び同僚への照会を望んでおらず、事業主からは、上記以上の回答を得ることはできないほか、同僚から給与明細書の有無等についても照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。